

1. 「発災後から賃貸型応急住宅への入居の募集開始まで」のフェーズにおける事前準備

(参考)「大規模災害時における被災者の住まいの確保に係る留意事項等について」

(平成 30 年 3 月 30 日府政防第 556 号、国土動第 173 号、国住備第 506 号、国住生第 811 号)

府政防第 556 号
国土動第 173 号
国住備第 506 号
国住生第 811 号
平成 30 年 3 月 30 日

各都道府県

災害救助担当主管部（局）長 殿
住宅・宅地建物取引業主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）
(公印省略)
参事官（事業推進担当）
(公印省略)

国土交通省土地・建設産業局不動産業課長
(公印省略)
住 宅 局住宅総合整備課長
(公印省略)
住 宅 局住宅生産課長
(公印省略)

大規模災害時における被災者の住まいの確保に係る留意事項等について

今後発生するおそれのある首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害が発生した際には、圧倒的に住まいが不足し、被災者が広域的に避難することにより、応急的・一時的な住まいの生活が長期化することや、被災地方公共団体の事務負担等が大幅に増加することが想定される。

これらの状況に的確に対応し、被災者の住まいを迅速に確保するとともに、住宅再建・生活再建を円滑に進めるため、平成 28 年 11 月以降、「大規模災害時における被災者の住まいの確保策に関する検討会」において計 6 回にわたり議論を重ね、平成 29 年 8 月に、大規模災害時における応急段階及び復旧・復興段階における被災者の住まいの確保に関する課題や今後の方向性についての論点整理が公表されたところである。

本論点整理においては、「地方公共団体に事前に周知し検討や対応を求めるべき事項等については、内閣府（防災担当）において、関係省庁等と連携しながら、速やかに必要な対応を行っていくこと、また、対応後も定期的に進捗状況や成果を確認し、必要に応じて取組を更に改善していくことを期待する」とされ、また、「国の検討事項とした

1. 「発災後から賃貸型応急住宅への入居の募集開始まで」のフェーズにおける事前準備

中長期的に更なる検討を行う必要がある事項については、被災者を始め、関係者に与える影響も大きいことを念頭に置き、内閣府（防災担当）においては、学識経験者、関係業界団体、地方公共団体、被災者等、様々な関係者の意見を更によく聞きながら丁寧な検討を行うこととされたところである。

本論点整理を踏まえ、今般、内閣府（防災担当）では、都道府県において、大規模災害発生時の応急段階及び復旧・復興段階における住まいの確保に取り組む際に留意することが望ましい事項等（以下「留意事項等」という。）を下記のとおり取りまとめたので、業務の参考資料として活用されたい。また、貴職におかれても、都道府県、市区町村及び関係団体の関係者への周知をお願いする。

なお、国において中長期的に更なる検討を行う必要がある事項については、結論が得られた段階で、お知らせすることとなるのでよろしくお願いする。

記

1. 基本的な考え方

大規模災害発生時に、応急段階においては、圧倒的な住宅の不足が想定されることから、全国に多数存在する空き家・空き室を活用し、応急借上住宅（「災害救助法による災害の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成25年内閣府告示第228号。以下「告示」という。）に規定する応急仮設住宅であり、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者に、民間賃貸住宅を借り上げて供与するものをいう。以下同じ。）としての積極的な供与が求められる。また、地域や被災者の特性、復興の方向性等を踏まえつつ、応急借上住宅とのバランスも考慮し、応急建設住宅

（告示に規定する応急仮設住宅であり、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ことができない者に、建設し供与するものをいう。以下同じ。）の迅速な供与が求められる。

また、被災した市区町村だけでは応急借上住宅を確保することが困難な場合には、当該市区町村又は都道府県を越えた広域的な避難も余儀なくされる可能性が高いことから、広域ブロック等における避難者の受入れや、広域避難者の把握とニーズを踏まえた適切な支援を行える体制を整えておくことも求められる。

一方で、大規模災害発時には、自宅が全壊している場合や広域的な避難をしている場合を除き、被災した住宅での生活を送らざるを得ない可能性も高いことから、被災した自宅で円滑かつ早期に最低限の生活が営めるよう、被災者が自宅を応急的に修理することができる体制を整えておくことが求められる。

さらに、復興まちづくりを円滑に進めていくため、災害発生後に取り組むべき応急対策、復旧・復興対策の項目及びその方向性を事前に検討しておくことが求められる。